

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市グラウンド・ゴルフ場使用料の不還付		
根 拠 法 令 名	大津市グラウンド・ゴルフ場条例		(条項) 第6条
基 準 法 令 名			(条項)
所 管 部 署	市民部スポーツ課管理係		
標 準 処 理 期 間	7 日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 ☒全部記載 ☐一部・項目のみ記載 [不還付の基準] グラウンド・ゴルフ場における使用料の不還付については、大津市グラウンド・ゴルフ場条例第6条の規定による。 同条で規定する「市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる」について還付する理由及び金額は次に定めるとおりとする。 (1) グラウンド・ゴルフ場の管理又は運営上の必要があるため、グラウンド・ゴルフ場の使用許可を取り消したとき。 全額 (2) 災害その他使用者の責めによらない理由によりグラウンド・ゴルフ場を使用することができないとき。 全額 参 考 [根拠法令] 大津市グラウンド・ゴルフ場条例 (使用料の不還付) 第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。